

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年3月まで

国民年金には制度発足当初から加入して、国民年金保険料は地区の自治会を通じて納付してきた。

自治会では、世帯主の納付手帳により国民年金保険料以外の負担金も徴収されていた。

住所も変更したことはなく、保険料は自治会を通じて納付してきたはずなのに、社会保険庁の記録で、申立期間が国民年金の未加入期間、未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が居住している地区の自治会は、昭和41年度に優良納付組織として、社会保険庁長官表彰を受けていることから、申立期間当時、同地区において、自治会による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和40年8月1日に国民年金の資格喪失を申し出たこととされているが、申立人の国民年金加入等の手続をしていたとされる申立人の夫は、申立人の資格喪失を申し出たことはないと供述している上、申立人とその夫の生活環境に変化が無かったことを考えると資格喪失を申し出たとは考え難い。

加えて、申立人の昭和40年度の国民年金加入期間において、一部の国民年金保険料が未納であれば、保管されているはずの特殊台帳が社会保険事務所に残されていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所の資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

昭和40年4月1日にA社B事業所に入社し、46年10月1日に同社C事業所へ異動した。継続して勤務しているのに厚生年金保険の加入期間に一日だけ空白がある。厚生年金基金の加入期間は397月なのに厚生年金保険の加入期間が396月となっている。

このような空白期間は納得できないため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保管する労働者名簿により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年10月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、また、D厚生年金基金の加入員記録名簿及び申立人が所持する厚生年金基金加入員証により、申立人が申立期間を含め同基金に継続して加入していたことが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録するこ

とは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 46 年 9 月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月6日とし、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月6日から49年1月6日まで

昭和48年4月6日から平成20年11月16日まで工員としてA社に勤務していた。昭和48年4月6日から勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が49年1月6日となっていたため納得できない。厚生年金保険料が給与から控除されていたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人員名簿、給与計算表及び申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社社会保険担当者は、社会保険料控除について、「当社は、申立期間当時は翌月控除であった。」と供述しているところ、同社が保管する申立人の申立期間に係る給料計算表により、昭和48年5月から49年1月までの申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社が保管する申立人の昭和48年5月から49年1月までの期間に係る給料計算表に記載されている厚生年金保険料額により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の社会保険事務担当者は「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険庁に納付したと思う。」と供述しているものの、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から8年3月まで

社会保険庁の記録では、平成3年11月から8年3月までの期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立期間当時、学生であり国民年金保険料免除の申請をしていたと思う。

申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していたA市、B市及び社会保険庁の記録において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、ほかに申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間は53か月と長期間であり、申立人は、国民年金の加入手続、年金手帳の交付、及び申請免除の手続に関する記憶が曖昧であるとともに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 419

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月1日から同年9月1日まで
② 昭和43年6月1日から46年2月1日まで

昭和42年3月1日から61年10月4日までA社（現C社）B事業所に勤務した。継続して勤務し、途中退職した覚えはない。当該申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

C社本社が保管する人事記録及び厚生年金保険被保険者台帳等によると、申立人は昭和41年12月12日入社、44年1月30日退職、45年11月16日入社、61年10月5日退職と記録されており、申立期間①及び②のうち、昭和43年6月1日から44年1月30日まで及び45年11月16日から46年1月31日までの期間において、申立人が営業職員としてA社に在籍したことが確認できる。

しかしながら、A社の業務を引き継いだC社本社は申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も給与明細書等、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

また、C社本社が保管する「厚生年金保険被保険者台帳」は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の写しであり、当該名簿に記載された申立人に係る厚生年金保険被保険者期間は、C社本社が回答した申立人の在籍期間と異なり短期間となっているところ、同本社が保管する人事記録により申立期間当時の在籍が確認できた営業職の元同僚16人の入社日と退職日も、厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日と異なっており、申立人同様、厚生年金保険の加入期間が在籍期間よりも短くなっている。

さらに、C社本社が保管するA社の「規程綴昭和41年度」にある「嘱託規程」について、C社本社は「本規程は業務部所属員に適用される規程であり、

営業職員を対象としていると思われる。当該規程の「嘱託の委嘱」に関する規程は、営業成績が基準に達しない場合、嘱託とする。嘱託期間は3か月おきに見直す。嘱託期間が6か月を超えると、退職となると解釈される。詳細はわからないが、営業成績が基準に達しない場合、区分の変更があり厚生年金保険の資格を喪失させていたのではないかと思われる。」と説明しているところ、複数の元上司及び元同僚は、申立期間当時、営業職員は入社後3か月間の試用期間において「職員補」とされ厚生年金保険に加入しない上、営業成績の査定により「嘱託」の区分に変更されると完全歩合制の給与体系になり厚生年金保険の資格を喪失すると供述している。

加えて、申立期間①及び②のうち昭和43年6月1日から44年1月30日までの期間は申立人は当該規定に定められている嘱託であったと考えられ、申立期間②のうち45年11月16日から46年2月1日までの期間はC社本社が保管する人事記録により職員補であることが確認できるところ、上記「嘱託規程」及び同僚の供述から、嘱託及び職員補であった期間は、厚生年金保険に加入させない取扱いであったと考えられる。

また、申立期間②のうち昭和44年1月31日から45年11月15日までの期間については、申立人は退職したことはないと主張するものの、C社が保管する人事記録によると申立人が当該事業所に在籍していたことは確認できない上、申立人の当該期間における勤務等の記憶は曖昧であるところ、当該人事記録では昭和46年2月1日に職員昇格と記載されており、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月ごろから同年 6 月ごろまで
平成 16 年 5 月から 1 か月ほど A 社という人材派遣会社から派遣され、B 県の C 社の協力工場で勤務していた。記憶違いの可能性もあるが、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び A 社 D 事業所が保管する申立人に係る賃金台帳（平成 16 年 5 月分）により、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社 D 事業所から提出された給与管理台帳（平成 16 年 5 月分）において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人は健康保険証を所持していた記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかの記憶も曖昧である。

さらに、申立期間に係る A 社における社会保険庁のオンライン記録において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は「A 社に勤務していた時は試用期間であった。」と供述している上、A 社 D 事業所担当者は、「当社は、試用期間において労働者を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。